

**1982-83** 年度

# クラブアッセンブリー



1982年7月

鹿児島西ロータリークラブ

会長 久保政次

幹事 水渕清治

# 人類はひとつ

# 世界中に友情の 橋をかけよう

## MANKIND IS ONE-

# Build Bridges of Friendship Throughout the World

## R・I・会長向笠広次氏の横顔

向笠博士は、大分県中津市殿町の向笠病院の院長を30年以上つとめておられ、久留米市の生れ、九大医学部精神科卒業後、西日本精神科学会の評議員、大分県社会福祉協会の元会長、中津文化協会の元会長、中津美術協会の元会長などを歴任されました。

1957年ロータリー入会、中津RCの会員で、会長、地区ガバナー、RI委員会の委員、R財団委員会、RI理事など要職をつとめられました。

向笠博士は、1968～69年度のRI会長をつとめられた東京の東ヶ崎潔氏について2人目の日本人会長であります。

## 第273地区ガバナー杉村進氏の横顔

出身地 烏取県  
本籍 大分県大分市  
現住所 大分市都町2丁目7番21号  
職業 医療法人愛寿会杉村病院病院長理事長

### 学・職歴

昭和16年3月 九州大学医学部卒業  
昭和16年～24年 九大医学部第1内科  
昭和16年～20年 海軍軍医少佐  
昭和24年～29年 大分赤十字病院副院長  
昭和29年～ 杉村病院長  
昭和37年～51年 大分県医師会副会長  
昭和51年～53年 日本医師会理事  
昭和53年～ 大分県医師会長

### 口一タリ一歴

昭和34年1月 大分ロータリークラブ入会  
昭和38年～39年 クラブ幹事  
昭和44年～45年 クラブ会長  
昭和47年～48年 分区代理

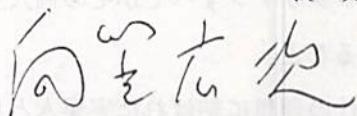
親愛なる同僚ロータリアン諸君：

人類はひとつの大きな家族—すべての人間、すべての国民を含むひとつの大きな家族です。全家族の平和と幸福がなければ、個人の平和と幸福はありません。

世界の平和と幸福は全人類の共通の願いである筈です。しかし、不信と猜疑が障害となつて、人々が他の人々と分から合い助け合うことを妨げています。人々が人類はひとつであることを認識する時、親睦、友情、寛容の心が生まれ、この障害に打ち勝つ力となるでしょう。

従つて、ロータリーを通じて世界中に友情の橋をかけようではありませんか。そうすることによって不信と猜疑は取り除かれ、障害は克服され、そして世界の平和と人々の幸福が実現するでしょう。

敬 具



国際ロータリー会長

## 人類はひとつ 友情の橋をかけよう

- あなたのクラブにおいて一真の友情と友好的な行動の基礎として知り合いと親睦を深めることによって；クラブの会合に出席することによって；新会員を導入することによって；クラブの計画と活動に加わることによって；あなたのクラブの同僚達と意見や関心を分かち合うことによって。
- あなたの職場においてロータリーの職業奉仕の理想を言行に示すことによって；あらゆる有用な職業に対する尊敬の念を植えつけることによって；若人達に職業に関する情報を与え職業決定の指導をすることによって。
- あなたの地域社会において地域社会の人々と思いやりの精神を分かち合うことによって；他人というのはまだ会ったことのない友人であることを認識することによって；地域社会の中にあるへだたりを取り除くことによって；老人、障害者、不幸な人々を助けるよう献身することによって；インター アクト、ローターアクト及び R Y L A を通じ青少年と共に奉仕することによって。

## 世界中に

- 国際理解、善意と平和が眞に起こり得るものであることを示すことによって；他人が友人となるのを助け、対立する者が仲間同志になるのをうながす諸計画、即ちロータリー財団、3-H 計画、世界社会奉仕、組み合わせ地区及びクラブ・プログラム、青少年交換、姉妹都市、国際共同委員会及びその他の計画を推進し向上させることによって。

## ロータリーの綱領

ロータリーの綱領は有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある。

1. 奉仕の機会として知り合いを拡めること。
2. 実業及び専門職業の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な職業は尊重されるべきであると云う認識を深めること。そしてロータリアン各自が職業を通じて社会に奉仕するためにその職業を品位あらしめること。
3. ロータリアンすべてがその個人生活、職業生活及び社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。
4. 奉仕の理想に結ばれた実業人と専門職業人の世界的親交によって国際間の理解と親善と平和を推進すること。

## 四つのテスト

THE FOUR WAY TEST

われわれがものごとを考え、言い、または  
為そうとする場合は、これに照合してから  
of the things we think, say or do

I 真実か どうか  
is it the truth ?

II みんなに公平か  
is it fair to all concerned ?

III 好意と友情を深めるか  
will it build goodwill and better friendships ?

IV みんなのためになるかどうか  
will it be beneficial to all concerned ?

# ロータリーの社会奉仕活動に対する方針

(決議 23-34号) (奉仕の実践)

## I ロータリーとは何か

ロータリーとは、自己のために利益を得ようとする欲望と、他人に奉仕しようとする義務感と、それに伴う衝動との間に常に常におこる争いを和解させようとする人生哲学である。

この哲学は奉仕の哲学 "Service above self" であり、"He profits most, who serves best" という実践倫理の原理に基づいている。

## II ロータリー・クラブとは何か

ロータリー・クラブとは、実業人および専門職業人の代表として、ロータリーの奉仕の哲学を受け入れ、次の4つのことを行ふことを目ざしている人々の集りのことをいう。

1. ロータリーの奉仕の理論が職業および人生における成功と幸福の基礎であることをクラブの中で研鑽すること。
2. それを自分たちの間ででも、地域社会においてでも、それを実証してみせること。
3. 各人が個人として、その原理にのっとって、それぞれの職業および日常生活において実践に移すこと。
4. 個人としても、団体としても、親睦に相和する中から切磋琢磨して得た自己改善のエネルギーが、世のため人のためになることを実例として示し、ロータリアン以外の人々にも教えて、それを受け入れができるように奨め励ますこと。

## III 国際ロータリーとは何か

国際ロータリーとは、次の目的のために存在する団体である。

1. ロータリーの奉仕哲学の解明と提唱、その普及。
2. ロータリーの拡大、ロータリー・クラブの設立、激励、援助、指導。
3. 情報の交換所としての機能。即ち、各ロータリー・クラブで自主的に行っている奉仕の実践実例の交流媒体となる。

## IV 奉仕とは何か（理論と実践）

奉仕するものは活動しなければならないのであるから、ロータリーは、単なる心の持ち方、つまり心構えのことだけであってはならない。従ってロータリーの哲学もただ単に主観的なものではなくて、実際的に客観的な行動として表わさなければならない。

それ故に、ロータリークラブの団体的活動は次の条件の下に推奨されている。

1. 各ロータリークラブとも、なるべく毎年異っていて、なるべくその会計年度内に完了できるような何か主要な社会奉仕活動を各会計年度に提唱することがのぞましい。

2. この奉仕活動は、地域社会が本当に必要としているものに基づいたものであり、かつ、クラブ全員の一一致した協力を必要とするものでなければならない。
  3. そして、これは、各クラブ会員が地域社会において行なっている個々の奉仕活動を奨励するためにクラブが継続的に実施しているプログラムとは別に行われるべきものである。（ロータリーの奉仕哲学原理のみではロータリーとはいえない。原理をふまえた上で実践を通してロータリーの奉仕哲学を解明し実証するところに「ロータリーの奉仕の実践の本当の姿」があるのだということである。）
- その上で、クラブとしての団体奉仕活動に対して一つの限界としての枠組を標準的に示し、それが行き過ぎることのないよう、大切な個々のロータリアンの奉仕活動を邪魔することのないようにすべきである。）

## V 國際ロータリーとロータリー・クラブの相関関係はどうあるべきか

各ロータリー・クラブは、クラブにとって魅力があり、また、その所属する地域社会奉仕活動を選ぶことに関して絶対的な自主権を有している。

(ab'so-Lute Autonomy)

しかし、いかなるクラブも、ロータリーの綱領を不明瞭にしたり、ロータリー・クラブが組織されている本来の目的を危うくするような社会奉仕活動を断じて行つてはならない。

また、国際ロータリーは、一般的な社会奉仕活動を研究し、標準化し、推進し、それに関する有益な示唆を与えることはできるが、特定のクラブに対し、特定の社会奉仕活動を命令したり、禁止したりすることは絶対にしてはならない。（クラブの自主権）

## VI 団体奉仕を行うにあたって

クラブがひとたまりになって団体的に行動するだけのこと足りるような事業よりも、広くすべてのロータリアンの個々の力を動員するものがロータリー精神によりかなっている。

クラブとしての団体的奉仕活動は、ロータリー・クラブの会員に、奉仕の訓練を施すために考えられた、いわば研究室の実験としてのみ、これを見るべきであるからである。

長崎南ロータリークラブ 福井 順

“ロータリー、徽章の物語”より

## 目 次

1. 会長挨拶 .....	1
2. 幹事挨拶 .....	3
3. 行事予定 .....	4
4. 組織一覧表 .....	6
5. 委員会報告 .....	8
6. 鹿児島西ロータリー・クラブ定款 .....	17
7. 鹿児島西ロータリー・クラブ細則 .....	29
8. 鹿児島西ロータリー・クラブ慶弔規定 .....	37
9. 鹿児島西R・C「友愛文庫」運営規約 .....	38
10. 鹿児島西ロータリー・クラブ奨学金制度要綱 .....	39

## 1. 会長挨拶

会長 久保政次

82~83年度の会長として皆様の御支援を戴かねばならぬこととなりました。もとより非力は覚悟の上で御座いますので、どうぞ会員皆様の御協力により一年間無事勤めを果すことが出来ますよう宜敷く御願い致します。

ところで、本年度は我が273地区にとりましても又我がクラブにとりましても記念すべき年で御座います。既に御承知のように本年度のR・I会長向笠広次氏は日本人として二人目の会長であり且つ我が地区（中津R・C）の出身パストガバナーであります。本年度は——人類はひとつ 世界中に友情の橋をかけよう ——と云うテーマを掲げられました。又我がクラブは昭和38年3月23日に創立されましたので本年度即ち、昭和58年3月に満20周年と云う記念すべき日を迎えますし、そして本年度中に第1000回目の例会が催されます。会員の皆様と其の喜びを分ち合い度いと思います。

本年度の向笠R・I会長のテーマ "MANKIND IS ONE - Build Bridges of Friend of throughout The World" に就いて御座いますが、此れは紛争の絶え間がない現在の国際状勢を考えます時、まことに適切なプログラムかと考えます。前会長スタンマキャフェリー氏のテーマ "ロータリーを通じて世界理解と平和を" と一脈相通するものがありここにロータリーの奉仕の理想の一貫性を見出すもので御座いますが、本年度の我々のささやかな奉仕活動の輪が波紋となって拡がり人類はひとつと云う理想に向って相互理解と恒久平和への一助ともなることを願って止まないものであります。又本年度は向笠会長の希望でもあり又杉村ガバナーの方針としてロータリアンの御夫人の活動を積極的に進めて欲しいとのことであります。此れはロータリアンである御主人の奉仕活動を助ける為にも先づ御夫人のロータリーに対する認識と理解を深めて戴く必要があるとの主旨であり杉村ガバナーの公式訪問も夫人同伴で参上するとのことありました。会員皆様の御理解と御協力を御願いするものであります。

次に我がクラブの本年度の重点活動として私は会員相互の親睦に特に力を注ぎたいと考えて居ります。ロータリーの綱領各論の第一に「奉仕の機会として知り合いを拡めること」とありますが、此れは換言すれば「奉仕の出発点として親睦を深めよう」と云うことであります。小堀憲助氏がロータリー発生史の著書の中で「ロータリーにあっては奉仕家は先づ奉仕のギアを廻してはならない。先づ親睦のギアを廻してその動力を奉仕のギアに伝えなければならない」と述べて居られます。我がクラブも創立後満20年を迎えるとし会員も90名を超える大きなクラブとして発展して参りましたが、大世帯と

ともなりますと、とかく親睦の面で不充分な点が散見されるのではないか。人間なら成人式を迎える20年を期に再びロータリーの原点に立ち返り親睦とは何かをじつめ直すこともまた意義のあることかと考えるからであります。

最後に我がクラブの20周年記念行事に就いて御座いますが、前中村会長の御努力により記念委員会も無事発足致しました。行事に向っていよいよ具体的検討を始める段階となりましたので各小委員会の積極的な活動を心より御願い致すものであります。

ロータリーの奉仕の理想は哲学でありその奥行きは実に深遠であります。ロータリー歴は古くても勉強の足りなさを常に痛感して居ります。私も再び新入会員の気持に返って勉強をやり直したいと考えて居りますので、此の一年会員皆様の御鞭撻と御叱正を心より御願い致します。

## 2. 幹 事 挨 捶

幹 事 水 渚 清 治

此度、当クラブ慣例により、幹事長の御指名を受け、久保会長の下で、幹事を勤めることになりました。もとより、浅学、非才の私の任では御座居ませんが、仕方なく御引き受け致しました。

幹事の任務としては、R・I会長のテーマ「人類はひとつ 世界中に友情の橋をかけよう」を踏えて、久保会長の方針に基づき、会長を補佐し、又事務長としてクラブ活動の基本である親睦を基礎として、クラブ内外の連絡係として、特に出席率の向上、各種会合の参加（ガバナー公式訪問時の当ロータリーアン夫人の参加、ガバナー夫人との懇親会）、ロータリー財団への寄附額アップ等、クラブ運営に関する業務に微力ながら一生懸命勤めてみたいと思って居ります。

どうか、会員の皆様方の御指導と御協力をよろしくお願ひ申し上げます。

### 3. 行事予定

7	1	クラブ協議会 (地区協議会出席報告)	R A C	7/14 学習会	8/4~5 インターアクト 年次大会 (別府 城島高原)
	8 理	クラブフォーラム (R・I会長テーマについて)			
	15		R A C		
	22	クラブ協議会 (決算報告・予算審議・活動方針発表)			
	29				
8	5		R A C	8/11 学習会	8/4~5 インターアクト 年次大会 (別府 城島高原)
	12 理	ファイヤ・サイド・ミーティング (創立20周年記念行事について)			
	19		R A C		
	26	クラブフォーラム (青少年奉仕委員会)			
9	2		R A C	9/8 学習会	9/12~18 青少年活動週間
	9 理				
	16	観月家族会	R A C		
	㉙	休会 (秋分の日)			
	30	クラブ協議会 (公式訪問を控えて)			
10	7	米山週間に因んで	R A C	10/13 学習会	10/1~7 米山週間 10/10~11 ローターアクト年次 大会 (鹿児島西 R A C ホスト) 10/10~16 職業奉仕週間
	14 理	ガバナー公式訪問			
	21	クラブフォーラム (職業奉仕委員会)	R A C		
	28				
11	4		R A C	11/10 学習会	11/14~20 ロータリー財団週間 11/26~28 地区年次大会 (熊本 R・C)
	11 理	ファイヤ・サイド・ミーティング (創立20周年記念行事について)			
	18	R財団週間に因んで	R A C		
	25	職場訪問			
12	2	クラブ協議会 (地区年次大会出席報告)	R A C	12/8 学習会	
	9 理				
	16	年次総会	R A C		
	23				
	27	(30日例会を変更)			

1982.7 ~ 1983.6

1	6		R A C	1／12 学 習 会	
	13	理			
	20	クラブ協議会（上期報告・下期計画発表）	R A C		
	27				
2	3		R A C	2／9 学 習 会	2／20~26 世界理解週間 2／23 国際ロータリー創立記念日 2／27 I G F (鹿児島)
	10	理 クラブ協議会（創立20周年記念行事について）			
	17		R A C		
	24	クラブフォーラム（国際奉仕委員会）			
3	3	クラブ協議会（I G F 報告）	R A C	3／9 学 習 会	3／12~13 次期会長・幹事研修会 (於 都城) 3／23 西R・C 創立記念日
	10	理 ファイヤ・サイド・ミーティング			
	17		R A C		
	24				
	31				
4	7		R A C	4／13 学 習 会	
	14	理 クラブフォーラム（社会奉仕委員会）			4／24~30 ロータリー雑誌週間
	21		R A C		
	28	ロータリー雑誌週間に因んで			
5	⑤	休会（子どもの日）		5／11 学 習 会	
	12	理	R A C		
	19	ファイヤ・サイド・ミーティング			
	26		R A C		
6	2		R A C	6／8 学 習 会	
	9	理			
	16		R A C		
	23				
	30	クラブ協議会（活動報告）			

## 4. 組織一覧表

### <クラブ役員・理事・委員会名簿>

1982-7~1983-6

会長	久保 政次 (理事)	副会長	柴山 一雄 (理事)
幹事	水渕 清治	副幹事	木治屋克己
理事	川畠 正美	柿市 高重	山下 皓三
	田原追卓視	平岡 穎吉 (会計)	
S·A·A	新川 靖博	副 S·A·A	林 其為 安楽紘一郎

委員会	所属委員 (◎委員長 ○副委員長)	
出席席	◎鍋島 宏	○古木圭介・内山光男・瀬戸山勝資
職業分類	◎小山幸義	○渡辺 忠・新福栄熊・岡元健一郎
会員選考	◎池口恵觀	○東郷初夫・岩元正二・久保田彦徳・川上鐵太郎
会員増強	◎外西寿彦	○原 三郎・川村 洋・岡山 栄・佐伯延次郎
プログラム	◎福満武雄	○桜美義明・三角桂次郎・中尾正昭・海老原利則
広報	◎大庭 昇	○佐伯寿郎・高井敏治・徳田 基・岩元紀彥
親睦	◎徳永新一郎	○本武勝美・肥後克郎・隈本 明・岡山唯一 ・吉留 益・富田豊喜・岩田泰一
ロータリー情報	◎中尾 洋	○土橋 滋・二階堂正明・島津忠丸・藤都喜之門
会報・雑誌	◎光吉正明	○高橋 司・田平礼章・小園正人・宇治野純章
職業奉仕	◎川畠正美	○浜田 馨・川田恵一・中村俊雄・永松実夫
社会奉仕	◎柿市高重	○太原春雄・中村善治・福田正臣・岩男秀彦 ・前田好文
青少年奉仕	◎山下皓三	○下田平哲夫・牧田健二・徳沢紀生・瀬戸勝彦 ・石神兼康
インタークト	◎玉川哲生	○江夏 洋・岩元 基・林 宏・前田隆造
ロータリークト	◎上原 満	○相良達之・池田 広・市村 博・村田和雄
国際奉仕	◎田原追卓視	○安田正治・河井時義・鮫島志芽太・中村一雄
ロータリーケイ	◎藤安辰造	○福田敏之・橋口十蔵
ロータリー賞推せん	◎柴山一雄	○柿市高重・川畠正美・福満武雄・大庭 昇 ・光吉正昭

## 〈 20 周年記念委員会名簿 〉

委 員 長 久 保 政 次 (会長)

副 委 員 長 柴 山 一 雄 (副会長) 中 村 俊 雄 (前会長)

### ○ 総務委員会

(委員長) 水 渥 清 治 (副委員長) 小 園 正 人 ・ 徳 沢 紀 生

(委 員) 出席・職業分類・会員選考・会員増強・会計

### ○ 式典委員会

(委員長) 小 山 幸 義 (副委員長) 田 平 礼 章 ・ 徳 永 新一郎

(委 員) 親睦・青少年 (インタークト・ローターアクト・国際奉仕・S·A·A, 副 S·A·A)

### ○ 記念行事委員会

(委員長) 池 田 広 (副委員長) 高 井 敏 治 ・ 海老原 利 則

(委 員) プログラム・職業奉仕・社会奉仕・ロータリー財団

### ○ 記念誌委員会

(委員長) 石 神 兼 康 (副委員長) 光 吉 正 昭 ・ 福 満 武 雄

(委 員) 広報・会報・雑誌・ロータリー情報

## 5. 委員会報告

### クラブ奉仕委員会

委員長（副会長）柴山一雄

#### 基本方針

1. 関係委員長会を開いて次の事項の徹底
  - イ 各委員が自己的委員会の理解を確認
  - ロ 各委員会の計画及び目標についての周知協議
  - ハ クラブ奉仕と各委員会の活動計画、目標の検討理解
  - ニ 理事会の発言は奉仕クラブ理事の責任であることを衆知
2. クラブ奉仕理事の職務要領
  - イ 各委員長にやる気を起させる。（月一回委員長会）
  - ロ 奉仕クラブ理事の熱意を各委員長に指示する。
  - ハ 各委員長に協力する。
  - ニ 他の理事との緊密なる連絡調整
3. 今年度は我がクラブの20周年記念にあたるので、これに対して全力投球し、特に記念誌については意義あるものとすべきなり。

### 出席委員会

委員長 鍋島 宏

委員 古木 圭介・内山 光男・瀬戸山勝資

#### 基本方針

出席することがロータリアンとしての第一歩であり、出席なくしてロータリーの目的も親睦も得られない。

ロータリアンの精神高揚と研鑽収得の場として出席することが奉仕への出発点であるとの理解と認識を高めることを重点に努力する。

#### 本年度の計画

- ① 連続100%出席者に対して記念品を贈呈して表彰する。
- ② ロータリー情報委員会等に協力してもらって地区大会その他の上級会合への出席、特にホー

ムクラブへの出席の大切な事を会員にくりかえし強調したい。

- ③ 例会出席がロータリアンの第一歩やむをえず出席出来ない場合必ずメー キャップして 100 %出席率を目標に努力する。
- ④ 新入会員への P R を行い出席も奨励したい。

## 職業分類委員会

委員長 小山 幸義  
委員 渡辺 忠・新福 栄熊・岡元健一郎

### 基本方針

- ① 地域内の職種を再検討し、分類表を作成するよう努力する。
- ② 同一関連分類にかたよらない様、未充填職種の充填に努める。

### 本年度の計画

- ① 8月末までに、充填・未充填職業分類表を作成し、会員に公示する。
- ② 会員増強委員会とも連絡をとり、可能な未充填分類の解消に努める。

## 会員選考委員会

委員長 池口 恵観  
委員 東郷 初夫・岩元 正二・久保田彦穂・川上鐵太郎

### 基本方針

新入会員候補者の選考は

- ① クラブの趣旨をよく理解し、奉仕活動に率先参加する行動力旺盛な人。
- ② 会員間の融和に貢献できる人

この 2 点を重点に選考したい。

### 本年度の計画

- ① 会の意思を尊重し、委員会全員の合議で慎重かつ厳正に選考していく。
- ② 会の発展に寄与する優秀なロータリアン発掘につとめていきたい。

## 会員増強委員会

委員長 外 西 寿 彦

委員 原 三郎・川村 洋・岡山 栄・佐伯延次郎

### 基本方針

クラブの職業分類表をよく検討して、未充填の職業分類に対しては、適格な人物を理事会に推薦できるよう積極的に活動する。

## 会員委員会

### 本年度の計画

1. 関連委員会（職業分類・会員選考）とたえず緊密な連絡をとりながら、クラブ全会員に対し、当クラブ職業分類表の未充填有資格者によりかけ、協力を求める。
2. シニア・アクティブ会員のかつての職業分類を充填するようつとめる。
3. 委員会においては、会員の職業柄等を考慮し、適格者の発掘をはかる。
4. 本年度会員増強率は会員の10%位を目標に努力する。

## プログラム委員会

委員長 福 満 武 雄

委員 桜美 義明・三角桂次郎・中尾 正昭・海老原利則

### 基本方針

奉仕の機会として知り合いを拡めるというロータリーの綱領に従い、会員相互の親睦と啓発を増進するような、楽しく有益で、バラエティに富んだプログラムを編成したい。

### 本年度の計画

1. 本年度R・I会長のテーマに沿う卓話や会員の卓話を適宜に組みこんでいく。
2. 当クラブの創立20周年と来年1月中に迎える第1000回例会を念頭においてプログラムを編成する。
3. 卓話者の選定紹介は毎月各委員交替で担当する。

## 広報委員会

委員長 大庭 昇

委員 佐伯 寿郎・高井 敏治・徳田 基・岩元 紀彦

### 基本方針

ロータリーの精神ならびに活動を広く、県民に訴えるための活動を進める。

### 本年度の計画

1. 報道機関と密接な連絡をとり、ロータリーの活動に関する情報を提供し、十分理解してもらえるように努力する。
2. 西ロータリーの活動を広く知ってもらうため週報の頒布をもっと広げる。

## 親睦委員会

委員長 徳永 新一郎

委員 本武 勝美・肥後 克郎・隈本 明・岡山 唯一・吉留 益  
富田 豊喜・岩田 泰一

### 基本方針

ロータリーの原点とは親睦にあるとも云われる理念に基づき、又20周年にちなんで会員相互の親睦を旨とし、あらゆる会合に全員参加を目標として努力する。

### 本年度の計画

1. 会員相互の親睦を深める為に従来通り例会の座席配置を考慮し、県外並に国外のビジターへの配慮をする。
2. 会員夫人の誕生日は御夫人の出席をお願いしてお渡しする様にする。
3. 観月会、クリスマス会に家族を主とし、オブザーバーは都度考慮する。
4. ニコニコ箱には会員全員の御協力を願う。
5. 三木会、ゴルフ会は年4回、その他同好会大会は最低年1回程度とする。

## ロータリー情報委員会

委員長 中尾 洋

委員 土橋 澤・二階堂正明・島津 忠丸・藤都喜門

### 基本方針

会員候補者に、ロータリー・クラブにおける会員の特典および義務を知らせたり、会員、とくに新会員にその人たちの特典や義務を完全に理解させたり、会員にロータリー、その歴史、綱領活動範囲、および活動を知らせたり、国際ロータリーの管理運営の動向に就いての情報を提供する。

### 本年度の計画

1. 新入会員に対し、特に入会時の個別指導を行なう。
2. 基本方針を具現するため、理事会及び関係委員会との協力をはかる。
3. クラブ全体の勉強会として、充実してきた「ロータリー学習会」を新入会員入会後のロータリー学習の場とし、さらに各委員会の協力を得て会員の出席を奨励する。
4. 例会、各種会合及び会報への情報の提供。
5. ロータリー関係の文献資料の整備

## 会報・雑誌委員会

委員長 光吉 正昭

委員 高橋 司・田平 礼章・小園 正人・宇治野純章

### 基本方針

会報はクラブの歴史の記録書であるとの認識に立ち、クラブの活動状況を記録すると共に、会報を通じて会員の親睦増進と、有意義なロータリー活動を推進出来る様努める。

### 本年度の計画

1. 会報の編集については、各委員会と連絡を密にし、委員会（学習会を含む）の活動報告、ロータリー情報等の記事をのせる様努める。
2. 会員から随想、短歌、俳句等の投稿を求め、特に新入会員の方に何か書いてもらう様にしたい。
3. 昨年度に続き、「週報」を県下各ロータリークラブ、鶴岡クラブに、又「ロータリーの友」をインターネット、ロータークト、西日本新聞、MBC、県庁、市役所に配布する。

## S・A・A 委員会

委員長 新川 靖博

委員 林 其為・安楽 紘一郎

### 基本方針

秩序正しく品位あり、しかも能率的なクラブの例会を維持するため次のような事を実行していきたいと思います。

- ① 会員相互の親睦を深める為、親睦委員会の協力をいただき座席を自由席又番号指定席、委員会別にし、座席が固定化しないようにします。
- ② 前年度に引き続き、月1回ロータリーソング及び童謡を歌うようにします。月1回四つのテストも唱和します。
- ③ SAAの座席を入口の近くに固定席とし、会場監督し、ビジター及びゲストにより印象を与える様に努め、楽しい例会が行なわれる様に努力致します。

## 職業奉仕委員会

委員長 川畠 正美

委員 浜田 鑑・川田 恵一・中村 俊雄・永松 実夫

### 基本方針

自己の職業を通じて、社会に貢献することが職業奉仕の基本であり、RC活動の原点は職業奉仕にあることを再認識し、委員会としては、このような職業倫理の高揚に努めたい。

### 本年度の計画

1. 職業奉仕に関する自己評価の機会を設ける。
2. 優良職場を訪問し、優良従業員の表彰を実施する。
3. 職業奉仕に関連のある講演会を実施する。

## 社会奉仕委員会

委員長 柿市高重

委員 太原春雄・中村善治・福田正臣・岩男秀彦

前田好文

様式本基

### 基本方針

地域社会の真のニーズを探求し、これに答えるべく努力して行きたい。従来の社会奉仕委員会の業績、他クラブの活動状況をも参考としたい。

### 本年度の計画

- ① 西クラブの社会奉仕事業としての「ロータリー賞」「文庫」贈呈は継続する。
- ② 「学習会」を通じて、会員各位に社会奉仕の理念と具体的な事例を検討して頂き、各人が出来る社会奉仕を実行して頂く。（クラブ全体ではなく、個人的社会奉仕の研究と実行）
- ③ 福祉施設（身障者・老人ホーム）に対する訪問と奉仕の検討。

## 会員委員会 青少年奉仕委員会

委員長 山下皓三

委員 下田平哲夫・牧田健二・徳沢紀生・瀬戸勝彦

石神兼康

様式本基

### 基本方針

委員会の委員だけでなく、ロータリアン全員がもっと青少年に強い関心と理解をしてもらえるよう努め、積極的に奉仕活動に参加してもらうことと地域社会のニーズに答えられるような青少年の建設的な奉仕の理念と指導力を養成できるよう助成と指導を行なう。

### 本年度の計画

1. IAC, RACの会員の拡大をはかる。
2. IAC活動については、校長、指導教官と密接に連携をとり、話し合いの場をもち、助成援助を行う。
3. RACの年次大会が成功するよう助成、援助を行う。
4. 青少年指導者養成研修会に一人でも多く参加できるように努めたい。
5. 青少年野外活動は、RAC, IAC, 一般青少年合同の活動とし、何か一つでも西RCで企画する。

## インターラクト委員会

委員長 玉川 哲生

委員 江夏 洋・岩元 基・林 宏・前田 隆造

### 基本方針

- (1) 当クラブ傘下の鹿児島高校、鶴丸高校両校の IAC会員、並びに指導教官との接触の機会を増やし、RC、IACの相互理解を深めたい。
- (2) IACの国際親善活動の一環として、当地在住の外国人留学生との交流の場を設けたい。
- (3) 本年4月以降活動が途絶えている鶴丸高校 IACの復旧に努めたい。
- (4) 8月4日、大分・城島高原にて開催予定のインターラクト年次大会に出席して理解を深めたい。

857.

## ローターアクト委員会

委員長 上原 満

委員 相良 達之・池田 広・市村 博・村田 和雄

### 基本方針

1. 地域に密着した社会奉仕
2. 会員相互の親睦を深め出席率を高める。
3. 男子・女子会員の会員数の平均化をはかる。
4. ローターアクトの自主性を尊重し、適切なる指導、援助、努力を行なう。

### 本年度の計画

1. 年次大会に全力を上げて参加協力
2. ローターアクトクラブ内研修会にロータリアンの多数参加を行なう。
3. ローターアクトクラブ海外研修に積極的な援助を行う。
4. 繼続的行事、催しへの参加

## 国際奉仕委員会

委員長 田原迫 卓 視

委 員 安田 正治・河井 時義・鮫島志芽太・中村 一雄

### 基本方針

クラブ全会員の協力を得て国際理解および親善の増進に努める。

### 本年度の計画

- 留学生、交換学生を努めてクラブの会合、家庭等に招き、交流を深める。
- 訪問、文通等により外国クラブとの親善をはかる。
- 財団関係は財団委員会の計画に協力する。

## ロータリー財団委員会

委員長 藤 安辰 造

委 員 福 田 敏 之・橋 口 十 藏

### 基本方針

ロータリー財団に関する会員の理解認識を深め、これに対する支援をし、ロータリー財団に対してクラブとして協力をする。

### 本年度の計画

- 会員及び一般に対し財団に関する広報活動
- 財団週間に記念講演を行って財団の認識を深める。
- 補助金候補者の推薦と受領者との懇談
- 財団資金の支援
  - 100万\$食事を数回行う。
  - ポール・ハリス、準フェローの募集強化

特に本年度は我がクラブ創立20周年に当るので、これを記念する意味に於ても会員諸氏の御理解と御協力を得て支援の増加を心掛けたい。

## 6. 鹿児島西ロータリー・クラブ定款

### 第 1 条 名 称

本会の名称は、鹿児島西ロータリー・クラブとする。（国際ロータリー加盟会員）

### 第 2 条 区 域 限 界

**第1節** 本クラブの区域限界は、次の通りとする。

鹿児島市中央部を貫通する甲突川上流の玉江橋から下流へ－西田橋－高麗橋に至り西へ高麗町本通り－大学通り－中郡電停－更に電車路線に沿い鴨池公園南角に至り西へ谷山街道を経て宇宿町へ至る鹿児島市西方区域。

### 第 3 条 綱 領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある。

第1 奉仕の機会として知り合いを拡めること。

第2 実業及び専門職業の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な職業は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が、職業を通じて社会に奉仕するために、その職業を品位あらしめること。

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、職業生活及び社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。

第4 奉仕の理想に結ばれた実業人と専門職業人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

### 第 4 条 会 合

**第1節** 本クラブは、毎週1回、細則に定められた日及び時間に、定期の会合を開かなければならぬ。

但し、非常の場合又は正当な理由ある場合は、本クラブ理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日又は定例日の他の時間又は他の場所に変更することができる。

また、例会日が法定休日に当る場合、又は本クラブ会長が死亡した場合、又は地域社会に亘って流行病もしくは災害が発生した場合は、例会を取消すことができる。

**第2節** 本クラブの役員を選舉するための年次総会は、本クラブ細則の定める所に従い、毎年12月31日もしくはそれ以前に開催されなければならない。

## 第 5 条

### 会員身分及び職業分類

**第1節 会員身分。** ロータリー・クラブの会員身分は国際ロータリー定款第4条第3節及び国際ロータリーアクション規則第3条(末尾の「追録」参照)に定めるところによるものとする。

**第2節 職業分類。** (a) 本クラブの各正会員は、その職業に従って分類されるものとする。

(b) 各正会員の職業分類は本人の所属する商社、会社又は団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものでなければならない。また、もし本人が独自に実業又は専門職業にたずさわっている場合ならば、その職業分類は、本人の主たるかつ一般世間がそのように認めている職業活動を示すものでなければならない。

(c) **修正。** 理事会は、もし事情がこれを必要とする場合は、その裁量によって、在籍中の会員の職業分類を是正又は修正することができる。かかるは是正又は修正の提案については当該会員に対して然るべき予告を与えなければならない。そしてその会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

**第3節 制限。** 正会員は、各職業分類から1名ずつとする。但し、国際ロータリー細則第3条の規定により1名以上の正会員が認められている3種の職業分類、即ち、宗教、報道機関及び外交官の職業分類ならびにアディショナル正会員については、この限りではない。

## 第 6 条

### 理事及び役員

**第1節** 本クラブの管理主体は、本クラブの細則の定めるところによって構成される理事会とする。

**第2節** 別段の規定によってここに特に定められた場合を除き、あらゆるクラブの事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。理事会は全役員及び全委員会に対して総括的支配力を持つものとし、正当の理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。理事会はあらゆる役員の決定及びあらゆる委員会の決定に対する提訴の裁判者となるものとする。理事会のいかなる決定についても、クラブに対して提訴することができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の三分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、本クラブの全会員に対して与えられなければならない。

**第3節** 本クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名又は数名の副会長、幹事、会計、及び会場監督とする。このうち、会長、会長エレクト及び副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計及び会場監督は、本クラブ細則の定むるところに従って、その全員又は一部が理事会のメンバーであってもよいし、そうでなくてもよい。

**第4節** 各役員は、本クラブ細則の定むるところに従って選挙されるものとする。会長に関して別段に規定ある場合を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中又は後任者が選挙され且つ適格となるまで在任するものとする。

会長は、本クラブの細則の定めるところに従って、会長に就任する日の直前1年以上2年以内の期間

内に、選舉するものとする。会長に選ばれた者は、理事会のメンバーとなり、会長に就任する年度直前の年度の会長エレクトの役をつとめるものとする。会長に、会長エレクトの年度の地区協議会に出席する（正当な理由により出席できない場合は、正式の代理を派遣する）ことを前提として、選舉により会長をつとめこととなったロータリー年度の7月1日に就任し、会長として選舉された年度中、又は後任者が選舉されて就任するまで、その職務に当るものとする。

各役員及び各理事は、いずれも、本クラブの無瑕疵の正会員（アディショナル正会員を含む）、シニア・アクチブ会員、又はパスト・サービス会員のいずれかでなければならない。

## 第 7 条

### 入会金及び会費

**第1節** 本クラブの正会員・シニア・アクチブ会員、及びパスト・サービス会員は、すべて入会金及び年会費として、本クラブ細則の定める金額を納入しなければならない。但し、本クラブの正会員からシニア・アクチブ会員又はパスト・サービス会員になる者は、2度目の入会金の納入を要しないものとする。

## 第 8 条

### 会員身分の存続

**第1節** 期間。会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

**第2節** 終結する場合。  
(a) 正会員が本クラブにおいて分類されている職業分類の職業に自ら現実に従事することをやめ、又は本クラブの区域限界内に事業場も住居も持たなくなるか、又はその属していた事業関係を離脱するか、いずれかの場合には、正会員身分は自動的に終結する。但し次の場合はこの限りではない。即ち、(1)正会員が本クラブの区域限界外に移転する場合、本クラブ理事会の承認があれば、その移転して行く先の市町村にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになって貰うために1カ年を超えない期間を限って、特別賜暇を与えて貰うことができる。但しこの場合本人は引き続き同じ職業分類の職業に現実に従事しており、かつ、引続き出席その他すべてのロータリー会員たる条件を充たしていることが前提である；また(2)本人自身の責に帰すべからざる事由によって、その職業分類を失うこととなった正会員は、その職業分類を引き続き保持することができ、そして、その職業分類又は新しい職業分類の職業に改めて就くために必要な期間として、1カ年を限り特別賜暇が与えられるものとする。

但し、出席義務その他すべてのロータリー会員としての資格条件を引き続き充たしていなければならぬ。

その会員身分終結は許された賜暇期間終了後初めて発効するものとする。

本クラブの正会員は、クラブの区域限界内にその事業場も住居も持たなくなった場合でも、本人の新しい事業場又は住居がクラブの存在する市の行政区域内又は隣接クラブの区域限界内にあれば、その会員身分を保持することができる。

(b) (1)国際ロータリー細則第3条第3節(a)項の規定によって選ばれたアディショナル正会員の会員身分は、本人を推薦した正会員の会員身分終結の時又は同正会員が本クラブのシニア・アクチブ会員になった場合、自動的に終結する。もしかかるアディショナル正会員が直ちに本クラブの正会員に選ばれた場合は、2度目の入会金を納入することを要しない。

(2) 国際ロータリー細則第3条第3節(b)項によって選ばれたアディショナル正会員は、その職業分類が空席となった時に会員でなくなる。但し、その職業分類が再び充填された時は再度選ばれることができる。(しかし、この規定はその職業分類の保持者が国際ロータリー細則第3条第3節(a)項によってアディショナル正会員を推薦する権利を侵すものではない。)

(c) パスト・サービス会員の会員身分は、パスト・サービス会員が再び現実に職業活動に復帰した場合又は本クラブの区域限界内若しくはその周辺の地域に居住しなくなった場合又は国際ロータリー細則第3条第4節(a)項の規定によりシニア・アクチブ会員となった場合は、自動的に終結する。これらのうち第2の場合の規定は、本クラブの正会員からパスト・サービス会員になった者には適用されない。このような会員は、本人が正会員でなくなった当時居住していた地域に引き続き居住することができる。

(d) 名誉会員の会員身分は、本人が選挙された日の直後の6月30日を以て自動的に終結する。しかしながら、理事会はその裁量により、決議を以て、毎年このような名誉会員身分を次年度に継続することができる。このような名誉会員身分は、たとえ選ばれた本人が本クラブの区域限界内に居住しなくなった後も継続するよう理事会が決定することができる。

**第3節 再入会。** 正会員の会員身分が前掲第2節の規定によって終結した場合、本人は同じ職業分類又は別の職業分類の下に、新たに入会申込みをすることができる。国際ロータリー細則第3条第3節(a)項の規定によって選ばれたアディショナル正会員のこのような申込みは、他のいかなる申込みにも先立って、申込みに示された職業分類の下に選考されなければならない。もし本人が会員に選ばれた場合、2度目の入会金を納めることを要しない。

**第4節 終結-会費未払。** 所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、そのわかつている最新の宛先に、幹事が、書面を以て催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、当該会員の会員身分は自動的に終結する。

このような元会員は、その嘆願がありかつクラブに対する本人のすべての負債が完済されれば、理事会の裁量を以て、会員身分に復帰させることができる。但し、本人の以前の職業分類が既に充填されている場合は、如何なる元会員も正会員に復帰させることはできない。

**第5節 終結-欠席。** (a) 連続4回本クラブの例会に欠席した正会員、シニア・アクチブ会員又はパスト・サービス会員の会員身分は、本条の規定による場合を除き、以下本項に定めるところによって、その欠席を補填(メークアップ)するか又は理事会が正当且つ充分な理由ありと認めて出席を免除しない限り、すべて自動的に終結する。

本クラブの例会に欠席した会員は誰でも、欠席した日の直前の本クラブ例会の定例の時から欠席した日の直後の本クラブ例会の定例の時までの間に他のどこかのロータリー・クラブ又は仮ロータリー・クラブの例会に出席することによってその欠席を補填して、本クラブにおける出席として完全に認められることができる。但し、このような出席の通知が訪問先クラブの幹事によって本クラブに送られなければならないが、当該会員が自らこれを報告しても差支えない。但し、いずれの会員も、その会員の各半期間における例会出席のうち少なくともその30パーセントは、本人の所属クラブにおいて行なうこととするものとする。但し、その会員が、書面をもってクラブの理事会に申請し、理事会が正当な理由があるものと認めて免除した場合はこの限りでない。

本クラブの例会を欠席した本クラブの正会員、シニア・アクチブ会員又はパスト・サービス会員がロ

ーター・アクト・クラブもしくは仮ローター・アクト・クラブ又はインター・アクト・クラブもしくは仮インター・アクト・クラブの例会に出席した場合において、前記の出席が本クラブの指示に基づくもので、かつまた欠席した日の直前の本クラブ例会の定例の時から欠席した日の直後の本クラブ例会の定例の時までの間に行なわれたものであったときは、欠席した本クラブ例会に出席したものとして完全に認められることがある。但しそのような事情について、当該会員は本クラブに通告しなければならない。

本クラブの正会員、シニア・アクチブ会員又はパスト・サービス会員が、他クラブの例会に出席の目的を以てそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いた時、当該クラブがその週の例会を休会とし、繰り延べ、若しくはその時間又は場所を変更していた場合には、当該会員は、仮に当該例会が定例の日時及び場所で開かれたとしたら当然与えられたであろうその週の本クラブ例会欠席補填の効力を与えられるものとする。但し、そのような事情の説明が訪問先のクラブ幹事から本クラブに送られなければならないが、当該会員が自らこれを報告しても差支えない。

本クラブの正会員、シニア・アクチブ会員又はパスト・サービス会員で、国際ロータリーの役員又は国際ロータリーの委員会委員又は地区ガバナーの特別代表又は国際ロータリーの従業員として奉仕している者が、ロータリーの用務のため本クラブの例会に欠席した場合は、当該用務に従事している間に出席できなかった例会に出席したと同様の効力が認められる。但しそのような事情については、当該会員は本クラブに通告しなければならない。

国際ロータリー国際大会、規定審議会、国際協議会、国際ロータリー・元並びに現役員のためのロータリー・インスティチウト、国際ロータリー理事会を代行する国際ロータリー会長の承認を得て召集された国際ロータリー元、現並びに次期役員のためのロータリー・インスティチウト、ロータリー地域大会、国際ロータリー委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、国際ロータリー理事会の指示のもとに開催された地区会合、地区ガバナーの指示のもとに開催された地区委員会、又は正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席のため、適切な直行日程を以てする往復の途次、本クラブの例会に出席した本クラブの正会員、シニア・アクチブ会員又はパスト・サービス会員は、当該例会に出席したと同様の効力が認められる。但しそのような事情について、当該会員は、本クラブに通告しなければならない。

本クラブの例会に欠席した正会員、シニア・アクチブ会員又はパスト・サービス会員で欠席した日の直前の本クラブ例会の定例の時から欠席した日の直後の本クラブ例会の定例の時までの間に国際ロータリー国際大会、規定審議会、国際協議会、国際ロータリー・元並びに現役員のためのロータリー・インスティチウト・国際ロータリー理事会を代行する国際ロータリー会長の承認を得て召集された国際ロータリー元、現並びに次期役員のためのロータリー・インスティチウト、ロータリー地域大会、国際ロータリー委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、国際ロータリー理事会の指示のもとに開催された地区会合、地区ガバナーの指示のもとに開催された地区委員会、又は正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席した者には、本クラブの当該例会に出席したと同様の効力が認められる。但し、そのような出席を当該会員は、本クラブに通告しなければならない。

会員が、地区の提唱する奉仕事業に直接かつ現実に従事中のため、その所属するクラブの例会に欠席した場合において、その事業が僻遠の地で行なわれていて、欠席を補填する機会が全く得られないときは、その会員は、前記の例会に出席したものとみなされるものとする。

(b) このあとに規定されているところを除き、クラブ年度前半の6ヵ月間又は後半の6ヵ月間における出席率が60パーセントに達しない正会員、シニア・アクチブ会員又はペスト・サービス会員の会員身分は、正当かつ十分な理由によって理事会が許さない限り、自動的に終結する。

(c) 長期にわたる健康不良又は傷害のために本節の規定に従うことが現実に不可能な会員は、その状態の続く限り、理事会に申請して、出席に関する諸条件を充たすことを免除されることができる。  
そして本人の欠席は本クラブの出席記録に算入されない。

(d) 一つ又はいくつかのロータリー・クラブで通算20年以上会員であって65歳に達したシニア・アクチブ会員、及び一つ又はいくつかのロータリー・クラブで通算15年以上会員であって70歳に達したシニア・アクチブ会員は、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面を以て、幹事に通告することができる。理事会が承認すれば、その会員の欠席は本クラブの出席記録に算入されないが、出席はもし本人が希望すれば算入してもよい。

**第6節 他の原因による終結。** (a) いずれの会員も、会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、特にその目的のために召集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。

(b) 会員は誰でも資格条件が、理事会が十分と認める理由があれば、特にその目的のために召集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。

(c) 前項(a)又は(b)のいずれの場合も、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられて、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を説明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は、対人配達便又は書留郵便によって、わかっている最新の宛先に送付されなければならない。

(d) 会員身分を終結させる決定が行なわれた場合、幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の決定を、書面を以て、当該会員に通告しなければならない。当該会員はかかる通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面を以て、本クラブに提訴するか、若しくは本定款第12条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行なわれるべき本クラブの例会において、当該提訴の聴聞を行なうために、理事会はその日取りを決定しなければならない。このようなクラブ例会及びその例会で行なう特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面を以て、本クラブの全会員宛に与えられなければならない。そしてこのような提訴が審議される例会には、本クラブ会員のみが出席を許される。

(e) 本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定又は仲裁者の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。

(f) もしクラブに対する提訴も行なわれず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。もし提訴が行なわれた場合は、本クラブの決定が最終決定となる。

**第7節 退会。** いかなる会員も、本クラブからの退会申出では、書面を以て行ない、(会長又は幹事宛)理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

**第8節 資産関与権—その放棄。**いかなる理由によるにせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

## 第 9 条

### 地域社会・国家及び国際問題

**第1節 地域社会、国家及び世界の一般福祉。**本クラブの会員にとって関心事である。そしてこのような福祉にかかわる公共問題の功罪は、会員各自が自己の意見をまとめる上の啓蒙手段として、クラブ会合における公正かつ理知的研究及び討議の対象として適切な課題というべきである。しかしながら、本クラブは、如何なる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

**第2節 本クラブは、公職に対する如何なる候補者も支持又は推薦してはならない。**また本クラブは如何なるクラブ会合においても、かかる候補者の長所又は短所を討議してはならない。

**第3節 (a) 本クラブは、政治的性質を持った世界問題又は国際政策に関して、決議乃至見解を、採択したり配付したりしてはならない。**またこれに関して団体行動を起こしてはならない。

**(b) 本クラブは、政治的性質を持った特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対し嘆願してはならない。**また書状、演説、提案を配付してはならない。

## 第 10 条

### ロータリーの雑誌

**第1節 本クラブが国際ロータリー理事会によって、国際ロータリー細則と合致する本条規定の適用を免除されていない場合、本クラブの正会員、シニア・アクチブ又はパスト・サービス会員となることを受諾することにより、その会員は、自発的に、国際ロータリーの機関雑誌又は国際ロータリー理事会から本クラブに対して指定されている地域的なロータリー雑誌の購読者となる。**購読の期間は、6ヶ月を1期として取扱い、本人が本クラブの会員となっている限り継続し、1期の中途中で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

**第2節 講読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、国際ロータリーの事務局又は国際ロータリー理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。**

## 第 11 条

### 綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。いかなる会員も、定款・細則の印刷物を受取らなかったことを理由として、定款・細則の遵守を免れることはできない。

## 第 12 条 仲 裁

会員身分の問題その他定款・細則の違反に関連して、若しくは会員のクラブからの追放に関連して、若しくはその他何事によらず、これらの場合のために規定されている手続きによっては満足に解決できない論争が、会員又は元会員と本クラブ又は本クラブの役員又は理事会との間に起こった場合は、その係争問題は、仲裁によって解決されるべきものとする。

両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定し、両仲裁人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人又は仲裁人にはロータリー・クラブの会員のみが指定することができる。仲裁人によって到達された決定もしくは両仲裁人が一致点に達し得なかった場合の裁定人による決定が、最終であって、当事者すべてを拘束するものとする。

## 第 13 条 細 則

**第1節** 本クラブは、国際ロータリーの定款・細則（及び地域管理が認められている場合には地域管理の手続規則）及び本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、更に追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定めるところに縦って時々改正することができる。

## 第 14 条 改 正

**第1節 時。** 本定款は、国際ロータリー細則第6条第2節に定める非常事態の場合及び本条第4節に定める場合を除き、規定審議会の決定によってのみ改正することができる。但し、本定款の改正を目的とする制定案の採択に関する審議会の決定に対し、クラブからこれに反対する意思を表示した十分の数の投票が事務総長に提出され、よって国際ロータリー細則第9条第10節(g)項に規定する国際大会の決定を必要とするに至った場合は、本定款は、規定審議会の開かれた翌年の国際大会において、前記正案が国際大会に付議された時における出席選挙人の投票の過半数をもって改正することができる。

**第2節 提案者。** 本定款の改正は、本条第4節に定める場合を除き、クラブ、地区大会、R、I、B、I、の審議会若しくは大会、規定審議会又は国際ロータリー理事会のみが提案することができる。

**第3節 手続。** 本定款を改正しようとする提案は、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の8月1日以前に、国際ロータリー事務総長の許に提出されなければならない。

国際ロータリーの事務総長は、その写しを、規定審議会並びに国際大会が開かれるロータリー年度の11月1日までに、各クラブの幹事宛に郵送しなければならない。

国際ロータリーの事務総長は、適法に提案された改正案を全部直接審議会に回付しなければならない。審議会は、かかる適法に提案された改正案、その修正案が提出されていればそれをも、一つ一つ審議して、これに対する採否の決定を行なわなければならない。

**第4節** 本定款の第1条（名称）及び第2条（区域限界）は、定足数を満たした数の会員が出席した本ク

ラブの例会においていつでも、投票する出席会員の過半数の賛成投票によって、改正することができる。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そして更に、かかる改正は、国際ロータリー理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。

註：下線は改正された条項、文言を示す。

## 追録

### 「国際ロータリー定款」及び「国際ロータリー細則」抜粋

1980年規定審議会は「標準ロータリー・クラブ定款」を一部修正し、ロータリークラブ会員の資格条件に関する規定を削除した。その理由は、「国際ロータリー定款」及び「国際ロータリー細則」に規定されているところと重複するということであった。しかし、削除された部分は「標準ロータリー・クラブ定款」にも取り入れるべき規定なので、以下に「国際ロータリー定款」及び「国際ロータリー細則」の中の該当箇所の抜粋を掲げる；

#### 国際ロータリー定款

##### 第4条 会員

**第3節 クラブの構成。** (a) ロータリー・クラブは以下本項に定める資格条件を備える男子によって構成されるものとし、いかなるクラブもその正会員の資格条件が次に示す所に該当していなければ、国際ロータリーの会員たる資格は認められない。

善良な成人男子であって、職業上良い世評を受けている者、そして

(1) 有益な一般に認められた実業又は専門職業の持主、共同経営者（パートナー）、法人役員又は支配人であるか；

又は

(2) 有益な一般に認められた実業又は専門職業において、裁量の権限ある管理職の重要な地位にあるか；

又は

(3) 有益な一般に認められた実業又は専門職業の地方代理店又は支店を管理権を以て担当する地方代理人又は支店代理人又は支店代理者を勤めていること；

そして

以上いずれの場合も、本人がクラブにおいて分類される職業に、自ら親しくかつ現実にたずさわってお

り、そしてその事業場又はその住居がクラブの区域限界内にあることを要する。

クラブの正会員は、そのクラブの区域限界内に事業場も住居も持たなくなつた場合でも、その新しい事業場又は住居がクラブの存在する市の行政区域内又は隣接クラブの限界にあれば、その正会員身分を保持することができる。

(b) 報道機関、宗教及び外交官の職業分類を除き、そして、細則に定められているアディショナル正会員の規定を除き、各職業分類毎に1名より多くの正会員があつてはならない。

(c) 國際ロータリー細則は、ロータリークラブの中に正会員の外にシニア・アクチブ会員・ペスト・サービス会員及び名誉会員と呼ばれる会員種類を置く規定を設けることができる。そして國際ロータリー細則は、その各々に対する資格条件を定めるものとする。

### 国際ロータリー細則

#### 第3条

##### クラブの会員身分

**第1節 種類。**ロータリー・クラブの会員の種類は次の4種類。すなわち、正会員、シニア・アクチブ会員、ペスト・サービス会員及び名誉会員とする。

**第2節 正会員。**国際ロータリー一定款第4条第3節に定められた資格条件を有する者は、ロータリー・クラブの正会員に選ばれることができる。

**第3節 アディショナル正会員。**(a)クラブの正会員は、いずれも、自分と同じ職業分類の実業又は専門職業に現実に従事している者をもう一人正会員に推薦することができ、クラブはこれを正会員に選ぶことができる。この場合、その正会員の職業分類は推薦者の職業分類と同一とする。このアディショナル正会員の資格条件は、国際ロータリー一定款第4条第3節に正会員について定められているものと同一とする。このアディショナル正会員は、本節本項に基づくアディショナル正会員を推薦することができないこと、および、推薦者の正会員身分が終結したとき又はその推薦者がシニア・アクチブ会員になった場合にはそのアディショナル正会員身分が自動的に終結することの2点を除いては、すべて正会員に同じとする。

(b) クラブは、その職業分類の保持者の承諾を条件として、かつていすれかのロータリー・クラブの正会員であった者で、その現実にたずさわっている事業の場所又はその住居がクラブの区域限界内にあり、かつ会員となるべきその他の資格条件が備わっている者を、アディショナル正会員に選ぶことができる。

但し：

- (1) いかなる場合でも、一つの職業分類について本節、本項の下に選ばれるアディショナル正会員の数は1名を超えないものとする；
- (2) 本節、本項の下に会員に選ばれるためには、かつて属していたクラブを退会した理由が、本人がそのクラブの区域限界内でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということでなければならない；
- (3) 本節、本項の下に選ばれたアディショナル正会員は、その職業分類が空席になったときには会員身

分を失う。但し、その職業分類が再び充填されたときは、再度選ばれることができる。（この但し書規定は、その職業分類の保持者が本節(a)項に基づいてアディショナル正会員を推薦する権利を害するものではない。）

**第4節 シニア・アクティブ会員。**(a)クラブの正会員又はパスト・サービス会員で、一つ又はいくつかのクラブにおける正会員およびパスト・サービス会員としての「歴が次の各号に定める要件のいずれかに合致している者は、自動的にかつ直ちにシニア・アクティブ会員となるものとする。

- (1) 一つ又はいくつかのクラブで通算15年以上会員であった者。
  - (2) 現在60歳以上で、一つ又はいくつかのクラブで通算10年以上であった者。
  - (3) 現在65歳以上で、一つ又はいくつかのクラブで通算5年以上会員であった者。
  - (4) 現在国際ロータリーの役員であるか、又はかつてその役員であった者。
- (b) クラブは、任意に、かつてどこかのクラブの会員であった者で、会員でなくなった時点においてシニア・アクティブ会員であった者又はシニア・アクティブ会員になりうる条件を備えていた者を、そのクラブのシニア・アクティブ会員に選ぶことができる。但し、その元会員の住居又はその現実にたずさわっている事業の場所が、そのクラブの区域限界内又はその周辺の地域内にすることを要する。
- (c) シニア・アクティブ会員は、次に掲げる事項を除き、すべて正会員と同一の権利、特典及び責任を持つものとする。

- (1) シニア・アクティブ会員は職業分類を代表しないものとし、また、
- (2) 本条第3節(a)項によるアディショナル正会員を推薦する権利を持たない。

クラブは、シニア・アクティブ会員の従事している職業の職業分類の下に、有資格者を入金させることができる。

**第5節 パスト・サービス。**(a) 現職から引退したために正会員身分を喪失したかつてのロータリー・クラブ正会員で、一つ又はいくつかのクラブで通算5年以上正会員であった者は、本人が正会員となっていたクラブその他のクラブのパスト・サービス会員に選ばれることができる。このような元会員は、他のすべてのパスト・サービス会員の資格条件を備えている限り、その正会員身分を失った時又はその後いつでも、パスト・サービス会員に選ばれることができる。実業又は専門職業からの引退が、クラブの会員でなくなった後に生じたものであった場合は、これをパスト・サービス会員に選挙することができない。パスト・サービス会員は、本人が正会員となっていたクラブの会員に選挙された場合を除き、入会金の支払を要するものとする。本人が正会員となっていたクラブの場合は、二度目の入会金の支払を要しないものとする。パスト・サービス会員は、本人がパスト・サービス会員となっているクラブの区域限界内又はその周辺に居住しており、また、引き続き居住することを要する。但し、本人が正会員となっていたクラブのパスト・サービス会員に選挙される場合はこの限りではない。この場合は、本人が正会員の身分を失った時に居住していた場所に居住することができる。

- (b) パスト・サービス会員は、実業又は専門職業の職業分類を代表するものとしないこと、シニア・アクティブ会員になることができないこと（但し本条第4節(a)項に規定されている場合を除く）及びアディショナル正会員を推薦する権利を持たないことの3点を除き、正会員の持つすべての権利・特典及び責任を有するものとする。

**第6節 二重会員。**何人も、同時に、いくつかのクラブにおいて、正会員、シニア・アクティブ会員又はパ

スト・サービス会員となることを得ないものとする。

**第7節 名誉会員。** クラブの区域限界内に居住しているか、または居住していたことのある男子で、同地域又は他の地域において、ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした者を、そのクラブの名誉会員に選舉することができる。

名誉会員は、入会金及び会費の納入を免除されるが、投票権を持たない。クラブの如何なる役職にもつくことができない。職業分類を代表しない。しかしクラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享有することができる。名誉会員は本人が会員となっているクラブ以外のクラブにおいては、いかなる権利又は特典も認められない。

第8節 宗教、報道機関及び外交員。二つ以上の宗派の各代表者、二つ以上の新聞社及び／又はその他の報道機関の各代表者及び二つ以上の国の政府を代表する各外交官は、これらの職業分類の下に正会員となる資格を有するものとする。但し、これらの代表者が定款及び本細則に定められた資格条件を備えていることを要する。

**第9節 公職。**一定の任期を限って選挙又は任命によって公職に在る者は、該当公職の職業分類の下にクラブの正会員となる資格を有しないものとする。これは学校、大学その他の教育施設に奉職する者又は裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。

クラブの正会員で一定の任期をもった公職に選挙又は任命された者は、その公職に在任中、前記の選挙又は任命の直前に本人がクラブにおいて代表していた職業分類の下に、引き続き正会員としての身分を保持することができる。

**第10節 国際ロータリーの職員。**クラブは、国際ロータリーと雇傭関係に入ったそのクラブの会員の会員身分を、その雇傭関係の続く限り、保持せしめることができる。

## 7. 鹿児島西ロータリー・クラブ細則

### 第1条 理事及び役員の選挙

**第1節** 役員を選挙する会合の1ヵ月前の例会において、議長は理事候補者を指名することを求めなければならない。出席会員は何名でも指名することができる。これらの指名は投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられなければならない。そして最多投票数を獲得した7名の候補者を以って当選者とする。

**第2節** 被選理事は、年次総会後1週間以内にその会合を開いて、下記の役員を互選しなければならない。

- (1) 会長。会長に選ばれた者は、そのあと、次の7月1日に始まる年度に、会長イレクトとして理事会のメンバーをつとめ、会長イレクトとして理事会のメンバーをつとめた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。
- (2) 1名または数名の副会長。
- (3) 幹事、会計および会場監督。これらの一員または全部に理事会のメンバーをあてることができるし、また、そうしなくともよい。前記の会合で選任された幹事および会計が理事会のメンバーでなかった場合は、これらの人々は、その役職に就任する年度における職権上の理事会メンバーとなるものとし、その理事会メンバーとしての責任と権限は、理事会の定めるところによる。

**第3節** 理事会又はその他の役職に生じた欠員は残りの理事会員の決定によって補填すべきものとする。

**第4節** 任期未到の被選役員又は被選理事の地位に生じた欠員は残りの被選理事会のメンバーの決定によって補填すべきものとする。

### 第2条 理事会

**第1節** 本クラブの管理主体は本細則第1条第1節に基づいて選挙された理事会とする。

### 第3条 役員の任期

**第1節 会長。** 本クラブの会合及び理事会の会合において議長をつとめ、その他通常その職に付随する任務を行なうことを以て会長の任務とする。

**第2節 副会長。** 会長不在の場合に本クラブの会合及び理事会の会合において議長をつとめ、その他通常その職に付隨する任務を行なうことを以て副会長の任務とする。

**第3節 幹事。** 幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会及び委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作成してこれを保管し、毎年1月1日及び7月1日現在を以て国際ロータリー事務総長に対して行なわなければならない半期会員報告、国際ロータリー事務総長に対して行なうべき会員異動報告、毎月の最終例会の直後地区ガバナーに対して行なわなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む諸種の義務報告を国際ロータリーに対して行ない、そ

の他通常その職に付随する任務を行なうにある。

**第4節 会計。**会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回及びその他理事会の要求ある毎にその説明を行ない、その他その職に付随する任務を行なうにある。その職をさるに当っては、会計はその保管する総ての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者又は会長に引継がなければならぬ。

**第5節 会場監督。**会場監督の任務は、通常その職に付隨する任務及びその他会長又は理事会によって定められる任務とする。

#### 第4条

##### 会合

**第1節 年次総会。**本クラブの年次総会は毎年12月に開催さるべきものとする。そしてこの年次総会において、次年度の理事の選挙を行なわなければならない。

**第2節** 本クラブの毎週の例会は木曜日12:30に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更又は例会の取消しはすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。

**第3節** 会員総数の3分の1を以て本クラブの年次総会及び例会の定足数とする。

**第4節** 定例理事会は毎月第2週木曜日に開催さるべきものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めた時又は理事会のメンバー2名の要求あるとき、会長によって召集さるべきものとする。但し、その場合然るべき予告が行なわれなければならない。

**第5節** 理事総数の過半数を以て理事会の定足数とする。

#### 第5条

##### 入会金及び会費

**第1節** 入会金は35,000円とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。

**第2節** 会費は年額15,000円とし、毎年2回7月及び1月の第4例会日までに納入すべきものとする。

#### 第6条

##### 採決の方法

本クラブの議事は、投票による役員及び理事の選挙を除き、口頭による採決を以て処理さるべきものとする。

#### 第7条

##### 委員会

**第1節 (イ)** 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を任命しなければならない。

社会奉仕委員会

青少年奉仕委員会

国際奉仕委員会

## 職業奉仕委員会

(ロ) 会長はまた、理事会の承認の下に、青少年奉仕及び国際奉仕について、特定分野を担当する次の委員会を任命するものとする。

ロータリー・アクト委員会

インター・アクト委員会

ロータリー財団委員会

(ハ) 社会奉仕委員会、青少年奉仕委員会、国際奉仕委員会及び職業奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長及び少なくとも2名以上の他の委員から成るものとする。

(ニ) 会長は理事会の承認の下に、クラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を任命するものとする。

出席委員会

親睦活動委員会

会報雑誌委員会

職業分類委員会

会員選考委員会

会員増強委員会

プログラム委員会

広報委員会

ロータリー情報委員会

ロータリー賞推せん委員会

その他、会長はクラブ内の諸事項管理のため必要と考える委員会を任命するものとする。

(ホ) クラブ諸委員会の任命について、可能且つ実際的である限り、1名又は数名の委員を再任するか又は1名又は数名の委員を2カ年の任期を以て任命することにより委員会に継続性を持たせる規定を設けるべきものとする。

いかなる委員も本細則に別段の規定ある場合を除き、連続2年を超えて同一委員会の委員となることはできない。

(ヘ) 職業分類委員会、ロータリー情報委員会および青少年奉仕委員会は、各々3名以上の委員を以て構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期を以て任命するものとする。

本規定に基づく最初の任命は次の如く行なうものとする：3名以上の委員を任命：その中1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期を以てそれぞれ任命する。

(ト) 雜誌委員会は、可能である限りクラブ会報編集及び地元新聞又は広告関係の会員を委員の中に含めなければならない。

(チ) 会長は又、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任を持つクラブ奉仕担当理事を1名任命しなければならない。この理事は、クラブ奉仕の各特定分野について任命されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務を持つものとする。

(リ) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。

(ヌ) 各委員会は本細則によって付託された職務及び更にこれに加えて会長又は理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

## 第 8 条 委 員 会 の 任 務

**第1節 社会奉仕委員会。**この委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの社会奉仕活動に責任を持ち、社会奉仕の諸特定分野について任命されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

**第2節 青少年奉仕委員会。**この委員会は、青少年の特殊性に鑑み青少年がその業務を遂行するよう指導し、援助する方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの青少年奉仕活動に責任を持ち、青少年奉仕の諸特定分野について任命されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

- ① **ローター・アクト委員会。**この委員会は、ローターアクトに関する事項を担当する特定委員会でローターアクト・クラブの会員が、地域社会に対する奉仕を通じて、指導力と善良なる市民精神を涵養し、国際理解と平和の運動を推進し、指導者としての資質と高い道徳水準の認識による、職業上の責任を促進する目的をもって、本クラブが提唱して結成するローター・アクト・クラブの育成発展のために指導と援助を与えるものとする。
- ② **インター・アクト委員会。**この委員会は、インター・アクトに関する事項を担当する特定委員会で、インター・アクト・クラブの会員が他人に対する思いやりと、家庭と家庭の重要性及び地域社会、国家及び世界情勢に関する知識を深め、奉仕と世界的友好精神と共に働く機会を与える目的を以て、本クラブが提唱して結成する、インター・アクト・クラブの育成発展のために指導と援助を与えるものとする。

**第3節 国際奉仕委員会。**この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄において、その諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの国際奉仕活動に責任を持ち、国際奉仕の諸特定分野について任命されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

- (a) **ロータリー財団委員会。**この委員会は、ロータリー財團に関する情報を広め、かつこれに対する支援を促進する上に役立つ方策を考案しこれを実施するものとする。

**第4節 職業奉仕委員会。**この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引上げる上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任を持ち、職業奉仕の諸特定分野について任命されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

**第5節 (a) 出席委員会。**この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること—これには、地区大会、都市連合会、地域大会及び国際大会への出席も含まれる—を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できな

い場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのより良き奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することにつとめるものとする。

- (b) **親睦活動委員会**。この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーション及び社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長又は理事会が課する任務を果たすものとする。
- (c) **会報雑誌委員会**。この委員会は、クラブの活動状況を記録するとともに、興味ある記事も掲載することによって会員の親睦を深め、また、ロータリー教育の情報の徹底に寄与するための会報を編集し発行するものとする。又、ロータリアン誌及び／又はレビスタ・ロータリアに対する読者の関心を喚起し、雑誌週間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用するなどを奨励し、ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別購読を取計らい、ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員及びロータリアン以外の人々に役立てるものとする。
- (d) **職業分類委員会**。この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行なわなければならない。その調査から、職業分類指針を用いて充填及び未充填職業分類表を作成しなければならない。必要の場合は本クラブの現会員の持っている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。
- (e) **会員選考委員会**。この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的の面から検討して、その人格、職業上及び社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。
- (f) **会員増強委員会**。この委員会は、絶えず本クラブの充填及び未充填職業分類表を検討し、そして開放された職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的につとめなければならない。
- (g) **プログラム委員会**。この委員会は、本クラブの例会及び臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。
- (h) **広報委員会**。この委員会は、(1)広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領及び規模に関する情報を提供し、そして(2)本クラブのために適切な宣伝を行なう方策を考案しこれを実施するものとする。
- (i) **ロータリー情報委員会**。この委員会は、(1)会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、(2)会員、特に新入会員に、会員の特典と責務に関する適切な理解を与え、(3)会員にロータリー、その歴史、綱領、規模、活動に関する情報を提供し、(4)会員に国際ロータリーの管理運営の動向に就いての情報を提供する方策を考案しこれを実施するものとする。
- (j) **ロータリー賞推せん委員会**。この委員会は、本クラブの制定するロータリー賞を授与すべき者を選考し、これを理事会に推薦する。この選考はロータリー精神に則って地域社会に奉仕するロータリアン以外の未だこのような賞を受けたことのない者の中から行なう。

## 第 9 条 賜 暇

理事会に対し書面を以て、正当且つ充分な理由を具して申請することによって、会員は一定期間を限り本クラブの例会出席義務を免除する賜暇が与えられる。

## 第 10 条 財 政

**第 1 節** 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

**第 2 節** すべての勘定書は役員 2 名の署名する伝票に基づき、会計の署名する小切手を以てのみ支払われるべきものとする。本クラブのすべての会計事務については毎年 1 回公認会計士又は他の有資格者によって全面的な監査が行なわれなければならない。

**第 3 節** 資金を預り或いはこれを取扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求するごとあるべき保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

**第 4 節** 本クラブの会計年度は 7 月 1 日より 6 月 30 日に至る期間とし、会費徴収の目的のためにこれを 7 月 1 日より 12 月 31 日に至る期間及び 1 月 1 日より 6 月 30 日に至る期間の 2 半期に分けるものとする。国際ロータリーに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払いは、毎年 7 月 1 日及び 1 月 1 日にそれぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行なわるべきものとする。

**第 5 節** 各会計年度の初めに理事会は、その年度の収支の予算を作成し、又は作成せしめなければならぬ。その予算は、理事会によって承認された後、各費目毎に支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。

## 第 11 条 会員選挙の方法

**第 1 節 正会員（アディショナル正会員を含む）** (1) 本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員もしくはパスト・サービス会員または会員増強委員会によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出さるべきものとする。この推薦は、本節に別な定めのある場合を除き、暫くこれを秘密にしておかなければならない。

(2) 理事会は、職業分類委員会に対し、推薦された会員候補者の資格要件を職業分類上の見地から審査して、これを理事会に報告するよう要請し、さらに、会員選考委員会に対し、当該候補者の資格要件を、人格、職業上および社会的地位ならびに一般的適格性の見地から調査して、これを理事会に報告するよう要請するものとする。

(3) 理事会は、職業分類上会員および会員選考委員会の勧告を審査して、その承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

(4) 理事会の決定が肯定的であった場合は、推薦者は、ロータリー情報委員会の委員 1 名または数名と共に、被推薦者に対し、ロータリーの目的およびクラブにおける会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、入会申込書の記入および提出を求め、また、本人

の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めるべきではない。

- (5) 被推薦者の氏名の発表後10日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、会員候補者は、本細則第5条に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、定例または臨時の理事会会合においてこれを審議し、当該被推薦者について投票を行なうものとする。この定例または臨時の理事会会合において、出席理事会メンバーの反対投票が1票を超えた場合は、被推薦者は、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

本節の規定により会員が選挙されたときはクラブ幹事は、当該会員に対して会員身分証明書を発行し、その氏名を国際ロータリー事務総長に報告しなければならない。

- (6) 当該会員は、クラブの例会において、新会員として正式に紹介されなければならない。

**第2節 シニア・アクチブ、パスト・サービス、及び名誉会員。**これら3種類の会員のいずれかに推薦された候補者の氏名は書面を以て理事会に提出されなければならない。そして、その選挙は正会員の場合と同様の形式及び方法を以て行なわるべきものとする。但し、これら3種類の候補者推薦についてはいかなる定例又は臨時理事会においても審議することができ、理事会はその裁量によって本条第1節に定められている段階の中、いずれの段階をも省略して直ちに被推薦者についての投票を行なうことができる。その定例又は臨時理事会に出席する理事会メンバーの投する反対投票が1票を超えない場合は、その被推薦者は正式に選挙されたものと認められるべきものとする。但し、本クラブの正会員又はパスト・サービス会員で、本クラブ定款に定められたシニア・アクチブ会員となるものとする。その場合、このようなシニア・アクチブ会員については申込書も選挙もこれを必要としない。

**第3節 元アディショナル正会員の再選。** (1) 国際ロータリー細則第3条第2節(a)の規定に基づいて本クラブのアディショナル正会員に選挙され、そして本クラブ定款第8条第2節(b)(1)の規定によってその会員身分が終結した本クラブの元アディショナル正会員の入会申込みは理事会によって速やかに審議され、そして同一又は他の職業分類の下になされる他のいかなる申込み又は推薦にも優先して取り上げられなければならない。

- (2) 本クラブ定款第5条第5節(b)の規定に基づいて選挙されたアディショナル正会員の会員身分が、その職業分類が空席となつたために終結した場合は、その職業分類が再び充填された時彼は再び選挙されることができる。(その場合、その職業分類の保持者が定款第5条第5節(a)の規定に基づいてアディショナル正会員を推薦する権利は侵害されることはない)

- (3) 理事会は、その裁量によって、いかなる申込みをも職業分類委員会及び会員選考委員会に付託することができる。そして理事会は、被推薦者の選挙に異議のある会員をして異議の理由を具して書面を以て理事会に通告せしむべき10日間の期間を設定することができる。理事会は、定例又は臨時理事会において一職業分類委員会、会員選考委員会からの報告及び異議申立の提出のいずれか、もしくは全部がなされている場合はこれを参照して一入会申込みを投票に付するものとする。その定例又は臨時理事会に出席する理事会メンバーの投する反対票が1票を超えない場合は、その元アディショナル正会員は正式に会員に選挙されたものと認めらるべきものとし、幹事によってその旨通告さるべきもの

とする。申込みが拒否された場合は、幹事はその旨申込者に通告すべきものとする。

(注：理事会の最終投票によって会員選挙を決するこの細則の規定に代えて、クラブは正会員、シニア・アクチブ会員、パスト・サービス会員又は名誉会員の選挙を、クラブ例会におけるクラブ会員の最終投票によって決定する規定を採用することができる。但し、この場合、その例会には定足数の出席を必要とし、出席会員の4分の3の賛成投票を必要とすることを規定しなければならない。)

## 第 12 条

### 決 議

**第1節** 事の如何を問わず本クラブを拘束する決議又は提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されなければならない。もしかかる決議又は提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付すことなく理事会に付託しなければならない。

## 第 13 条

### 議 事 の 順 序

#### 開 会 宣 言

#### 来訪ロータリアンの紹介

#### 来信及び告示事項

#### 委員会報告（もしあれば）

#### 審議未終了議事

#### 新 規 議 事

#### スピーチその他のプログラム

#### 閉 会

## 第 14 条

### 改 正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。クラブ定款及び国際ロータリーの定款及び細則と背馳する如き改正又は条項追加を本細則に対して行なうことはできない。

※ 改正された条項には下線が付してあります。

## 8. 鹿児島西ロータリークラブ慶弔規定

- 第 1 条 この規定は、鹿児島西ロータリークラブ会員・家族に対する慶弔並びに見舞いについて定める。
- 第 2 条 この規定は、慶弔並びに見舞いの事実発生の日から 1 カ月以内に、当該会員・家族又はその事実を知った他の会員・家族からクラブ会長に届出のあったものに限り適用する。
- 第 3 条 この規定で定める慶弔並びに見舞いは、会長又は副会長、幹事及び親睦委員長の三者で実施するものとする。
- 但し、差支えある場合は、夫々代行者を以て、之に代え、若しくは、その内二者で代行しても差支えない。
- 第 4 条 会員が叙勲、褒章（県民表彰、南日本文化賞授賞）等を受けた場合、その他会員の身辺に特に慶弔があった場合は、クラブから￥5,000 相当の御祝いをする。
- 第 5 条 会員が、療養 1 カ月以上を要する傷病にかかった場合は、クラブから￥5,000 相当のお見舞いをする。
- 第 6 条 会員の住居又は職場が火災・風水害その他不慮の災害により著しい被害を受けた場合は、実情により、クラブから慰問又はお見舞いをする。
- 前項の裁量はクラブ会長が行う。
- 第 7 条 会員・家族が死亡した場合は、次の区分によりクラブからお悔みをする。
1. 会 員 ￥10,000 と￥10,000 相当のお花
  2. 夫 人 ￥ 7,000
  3. 父母又は子女 ￥ 5,000
- 前 1.2 項の場合は、最も近い例会日に於て黙とうを捧げて弔意を表わすものとする。
- 第 8 条 当クラブと特に縁故が密接な者又はその家族に対する慶弔若しくは見舞いについては前各条に準じて、会長が理事会に諮り、その都度これを定める。
- 第 9 条 会員個々に行う慶弔又は見舞い等は自由である。
- 第 10 条 本規定は、毎年 7 月中に会長が理事会に諮り、改正することができる。
- 第 11 条 本規定は、昭和 52 年 12 月 8 日より実施する。

## 9. 鹿児島西R・C「友愛文庫」運営規約

1. この奉仕活動を鹿児島西R・C「友愛文庫」事業という。
2. この会の運営金は、鮫島志芽太会員の寄附金10万円に、ニコニコ箱寄附金の年間総額の約1割（約10万円）を毎年加算したものとする。
3. この運営金は、離島・辺地等の小・中学校に対し、生徒の情操を豊かにし、生きる喜びと正しく美しいものに対する感動を与えるような読み物を献本するために使用する。
4. 初年度は、3校を選定し、1校に各20冊、計60冊（1冊1,000円程度）を贈り、初年度の費は6万円とする。原則として同じ学校へ5カ年間継続して贈る。ただし、新設学校等に対しては情況により、2年又は3年限りとすることがある。
5. 2年度は新しく2校を増加し、前年度の3校（又は2校）と合せて5校（又は4校）とし、各校20冊宛を献本する。  
8年度はさらに1乃至2校を増し、遂次継続して献本するものとし、5年間贈った学校は終結する。
6. 以上の運営業務は、当クラブ理事会の承認を得て社会奉仕委員が行なう。  
献本の発送は、信用ある書店に依頼し、社会奉仕委員会の認定を得て発送させる。
7. ときどき、献本先学校生徒の感想文や読みたい本の希望文を募集し、選考の上、入選者はクラブ例会に招き、インタークトとの交流をはかる。
8. 会員の各家庭に小・中学生向きの図書があれば寄贈を求め、これに加える。
9. この献本は、継続奉仕運動とし、ロータリー精神普及の一端として、その献本奉仕の輪を広げていこうことを理想とする。
- このため、運営金増加の方法を絶えず工夫推進するものとする。
10. この運営金の基金10万円は、昭和53年国際ロータリー第278地区年次大会における鮫島会員の記念講演の講師料を、同会員がそのまま寄附されたものである。

## 10. 鹿児島西ロータリークラブ奨学金制度要綱

### 第1条（目的）

この制度は、ロータリー創立75周年記念事業の青少年奉仕事業として高校生を対象とし、奨学金を給付し、その健全な育成に寄与することを目的とする。

### 第2条（基金）

奨学金の基金として当初は「鹿児島西ロータリークラブ」の諸積立金の内、500万円を充当し、遂次基金の増額に努め奨学金制度の拡大充実を図る。

### 第3条（基金の運用）

基 基金は諸金融機関へ預託し、その利息を奨学金に当てる。

### 第4条（奨学金の給付対象）

当初は奨学金の給付対象を鹿児島西ロータリークラブの「インターラクトクラブ」の高校である鶴丸高等学校、鹿児島高等学校在学の経済的援助を必要とする母子家庭の子弟、交通遺児及び校長が特に必要とする生徒とする。

但し、基金の充実に伴いその対象を拡大する。

### 第5条（奨学金の給付金額及び対象人数）

当初は月額5千円とし、対象人数は6名を限度とする。

但し、基金の充実に伴い金額、対象人数を増加する。昭和56年11月より4名となり、金額は、昭和57年4月分より1万円とする。

### 第6条（奨学金給付者の選考）

奨学金給付者は、毎年4月、各学校より推薦された者の中から「インターラクトクラブ」委員会で選考し、理事会に奨学金給付候補者名簿を提出、理事会で決定する。

### 第7条（その他）

その他必要な事項は理事会に於て決定する。

### 第8条（附 則）

本要綱は昭和55年4月1日より実施する。